

議会だより

のぎ町
第105号

平成26年5月1日



～桜花爛漫（満福寺のさくら）～ やまぐちたかし（山口尚志 氏 撮影）

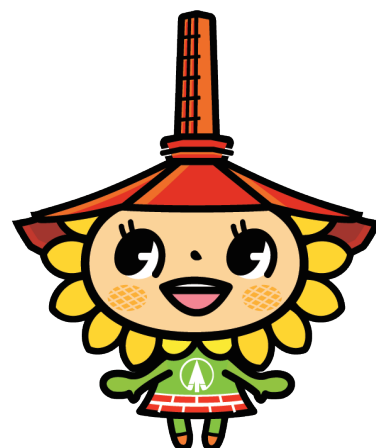
- 3月定例会 … ② ～ ⑦
- 一般質問 … ⑧ ～ ⑭
- 特殊詐欺撲滅決議文 … ⑭
- 模擬議会開催 … ⑮
- 賛否の分かれた案件 … ⑯

編集発行 野木町議会 議会だより編集委員会

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571

☎0280(57)4106 (FAX) (57)4190

E-mail : gikaijimukyoku@town.nogi.lg.jp





平成26年 3月定例会

3月定例会は、3月4日から3月18日までの会期で開かれ、平成26年度予算・事業計画などの重要案件を審議しました。

定例会には、次の30案件が提出され、審議の結果、原案のとおり可決しました。
平成26年度当初予算案件 8件、平成25年度補正予算案件 9件、条例制定案件 1件、条例の一部改正案件 9件、町道認定案件 1件、議員提案案件 2件。

また、諮問案件 1件、陳情 2件について採択しました。



一般会計予算額は、74億3千万円

前年度比約6億円増。町税等自主財源率は60%。
主な事業内容は「歳出」の項に掲載のとおりです。

歳 入

区 別	平成26年度	構成割合	平成25年度 (当初予算額)	増 減 額
① 町税	37億1,096万円	49.9%	36億 947万円	1億 149万円
② 国・県支出金	12億6,914万円	18.1%	10億6,484万円	2億 430万円
③ 地方交付税、地方譲与税等	10億4,350万円	14.2%	9億6,950万円	7,400万円
④ 町債	6億5,570万円	8.8%	5億3,850万円	1億8,280万円
⑤ 繰入金	4億2,607万円	5.7%	3億5,957万円	6,650万円
⑥ その他（繰越金等）	3億2,463万円	4.5%	2億9,812万円	2,651万円
合 計	74億3,000万円	100.0%	68億4,000万円	5億9,000万円

(注) 自主財源とは、①、⑤、⑥の一部の合計です。

歳 出

民生費・・・22億4,048万円

○児童手当給付金	3億9,720万円
○障害者自立支援給付費	3億2,786万円
○保育所運営委託費	2億9,567万円
○介護保険特別会計繰出金	2億4,978万円
○後期高齢者医療費	1億6,212万円
○国民健康保険特別会計繰出金	1億1,686万円
○子ども医療費助成金	7,729万円
○臨時福祉給付金	6,561万円
○学童保育事業費	5,772万円
○後期高齢者医療特別会計繰出金	5,058万円

総務費・・・11億5,189万円

○役場本館床、屋根改修費	3,731万円
○町有バス購入費	3,199万円
○役場本館太陽光発電設備等設置費	2,911万円
○住民基本台帳電算処理事業費	2,396万円
○野木工業団地北部地区測量業務費	2,321万円
○総合計画、自治基本条例策定費	1,415万円
○現況地目調査事業費	1,347万円
○交通安全施設整備費	1,189万円
○野木東工業団地周辺開発基本計画策定等業務費	1,132万円
○水と緑と歴史のまちづくり基本構想策定費	647万円

農林水産業費・・・2億8,374万円

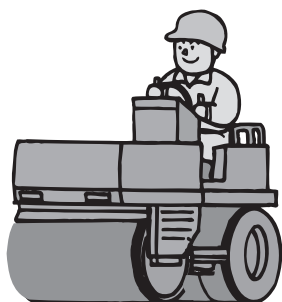
○基盤整備促進費	4,965万円
○農業集落排水事業特別会計繰出金	4,467万円
○団体営土地改良費	2,518万円
○元気な森づくり推進費	974万円
○地籍調査費	526万円
○新規就農、経営継承総合支援費	300万円

衛生費・・・7億536万円

○小山広域保健衛生組合負担金	3億2,498万円
○生ごみ可燃ゴミ収集運搬費	7,218万円
○予防接種費	5,697万円
○健診事業費	3,312万円
○乳幼児、妊婦健診費	2,144万円
○家庭用太陽光発電設置費	800万円

土木費・・・8億6,241万円

- 町道整備費・・・・・・・・・・1億6,761万円
- 町道管理費・・・・・・・・・・1億 109万円
- 新4号国道アクセス道路整備費・・・・・・ 6,004万円
- 水辺の楽校周辺公園整備費・・・・・・・・ 5,909万円
- 公園管理費・・・・・・・・・・ 4,070万円
- 公共交通活性化費・・・・・・・・ 1,529万円
- 野木駅自由通路管理費・・・・・・・・ 788万円



商工・消防費・・・4億1,415万円

- 常備消防事務委託費・・・・・・・・・・2億7,208万円
- 消防ポンプ車購入費・・・・・・・・・・ 1,526万円
- ひまわりフェスティバル費・・・・・・・・ 1,300万円
- 中小企業振興資金貸付費・・・・・・・・ 948万円
- 防災行政無線調査費・・・・・・・・・・ 432万円
- プレミアム付商品券補助費・・・・・・・・ 350万円
- 消費者行政対策費・・・・・・・・・・ 324万円



教育費・・・11億9,878万円

- 南赤塚小学校校舎大規模改修費・・・・・・1億8,249万円
- エニスホール管理運営委託費・・・・・・・・ 9,454万円
- 煉瓦窯地域活性化費・・・・・・・・・・ 8,555万円
- 小中学校給食調理業務委託費・・・・・・・・ 7,280万円
- 煉瓦窯改修費・・・・・・・・・・ 6,110万円
- 幼稚園就園奨励費補助費・・・・・・・・ 5,383万円
- 小中学校パソコン整備費・・・・・・・・ 3,163万円
- 総合運動公園施設管理費・・・・・・・・ 2,359万円

水道事業会計

	収 入	支 出
収益的	3億7,428万円	3億7,895万円
資本的	2,130万円	2億6,063万円

収益的収支とは、年度内に発生する収入及び費用に関するもの。(水道料金、人件費、減価償却費等)
資本的収支とは、支出の効果が次年度以降に及び、将来の収益に対応するもの。(起債、建設改良費等)
－賛成多数で可決－

会 計 別 予 算 総 括 表 及 び 審 議 結 果

会計別審議結果	26年度予算額	25年度予算額	比較増減額	増減(%)
一 般 会 計 －賛成多数で可決－	74億3,000万円	68億4,000万円	5億9,000万円	8.6
国民健康保険特別会計 －全員賛成で可決－	28億5,247万円	28億8,962万円	△3,715万円	△1.3
介護保険特別会計 －全員賛成で可決－	16億934万円	15億39万円	1億895万円	7.3
後期高齢者医療特別会計 －全員賛成で可決－	2億3,159万円	2億1,026万円	2,133万円	10.1
農業集落排水事業特別会計 －全員賛成で可決－	5,967万円	5,777万円	190万円	3.3
公共下水道事業特別会計 －全員賛成で可決－	7億4,014万円	7億3,829万円	122万円	0.3
町営墓地事業特別会計 －全員賛成で可決－	7,558万円	8,699万円	△1,141万円	△13.1
合 計	129億9,878万円	123億2,332万円	6億7,546万円	5.5

平成26年度一般会計予算

(反対)

坂口進 治議員

- ①自治基本条例は、執行部自らが作ることなく、1千万円を超える外部委託をおこなうこと。
- ②部制度導入に伴う責任体制が曖昧であること。
- ③読書の町づくり宣言を行いながら、図書館長は生涯学習課長が兼務する、本気で取り組む姿勢が見えない。
- ④子供は町の宝、児童生徒の安全安心の保証としながら、第一松原踏切を不安全な状態で通学していること。
- ⑤南赤塚小学校の太陽光発電設置工事を十分に検討しないまま変更したこと。

(反対)

宮崎 美知子 議員

学童委託料4111万円の半分は人材派遣会社に消え、指導員待遇の実態は不明だ。町は、児童館

等を含め、現在働いている人達が受託できるようなNPO法人立ち上げを支援し、現場待遇改善と委託料適正化を実現すべきだ。

南赤塚小学校舎改修予算が昨年計画額2億8700万から3億5000万円に膨れ上がった。築40年エレベータ設置はやめ、給食フコク昇降機の更新、内装木質化、外壁、トイレ洋式化を実施し、同築年の佐川野、友沼小と併せ、建て替え計画を検討すべきだ。

(賛成)

舘野 孝 良議員

予算は町の行政全般に及ぶ。すべてに反対はあり得ない。納得できない事業に対しては執行部との協議や本会議での質疑を行い、歩み寄る部分を見つけ、合意形成を図るのが議会人としての責務だ。

この予算では自治基本条例の策定事業などで、納得のできない部分もあったが、先ほどの総括質疑で、町執行部は歩み寄る姿勢を見せた。100%満足できる回答ではないが、合意点に近づくことが

できた。よって、平成26年度野木町一般会計予算に賛成とする。

(賛成)

舘野 崇 泰議員

当初予算に賛成する理由を三つ挙げる。

一つは、予算そのもののベースとなる町長の所信表明に賛意を示すものだが、特に町長自身の言葉がいつになく感じられた。

二つには、「読書の町宣言」を掲げ、文化と歴史を大切にする姿勢が示された。

三つには、「積極財政」に今後向かう不退転の決意を示された。以上、主な賛成理由である。



25年度補正予算

一般会計(第5号)

— 全員賛成で可決 —

予算を9424万3千円減額し、総額71億122万3千円とする。

主なものは、国の経済対策に伴う野木第2中学校校舎多目的トイレ等設置事業1144万円の増額、常備消防事務委託費1269万円、文化会館管理運営業務委託費1千万円、本館耐震補強工事600万円、町道認定業務570万円、新4号国道アクセス道路補助金470万円の減額及び年度末による事業費確定による減額等である。

一般会計(第6号)

— 全員賛成で可決 —

平成26年2月14・15日の大雪により被害を受けた農作物・農業用施設の撤去費用として総額2100万円を助成する。

国民健康保険特別会計 (第3号)

― 全員賛成で可決 ―
予算を1億553万7千円減額し、総額2億2070万2千円とする。

主なものは、退職被保険者等療養給付費5592万円、退職被保険者等高額療養費2405万円、保険財政共同安定化事業拠出金1256万円、特定健康診査等事業費582万円、高額医療費拠出金414万円の減額等である。

介護保険特別会計(第3号)

― 全員賛成で可決 ―
予算に1923万3千円追加し、総額16億320万5千円とする。
主なものは、介護給付費準備基金積立金1839万円、地域密着型介護サービス費92万円の増額等である。

後期高齢者医療特別会計 (第3号)

― 全員賛成で可決 ―
予算に280万2千円追加し、総額2億2150万円とする。
後期高齢者医療広域連合納付金

328万円の増額と後期高齢者健診事業費48万円の減額である。

農業集落排水事業特別会計 (第3号)

― 全員賛成で可決 ―
予算を132万円減額し、総額5997万4千円とする。

主なものは、クリーンセンター保守管理業務委託費等100万円、公共枿移転設計業務費30万円の減額等である。

公共下水道事業特別会計 (第2号)

― 全員賛成で可決 ―
予算を5345万4千円減額し、総額6億8748万7千円とする。
主なものは、下水道建設費4748万円、流域下水道思川処理区建設負担金224万円、地方公共団体金融機構等利子192万円の減額である。

町営墓地事業特別会計 (第1号)

― 全員賛成で可決 ―
予算に4399万1千円追加し、総額1億3097万7千円とする。

町債元利償還金4574万円の増額、町営墓地整備費39万円の減額等である。

水道事業会計(第2号)

― 賛成多数で可決 ―
収益的収入は、322万円の減額で、主なものは給水収益614万円の減額、東京電力原子力補償賠償金197万円の増額である。
支出は501万4千円の減額である。主なものは減価償却費600万円等の減額、ダム維持管理負担金等228万円の増額である。
資本的支出は9330万円の減額で、主なものは、思川浄水場施設費負担金7980万円、配水管布設工事費800万円の減額等である。

条例の制定

野木町男女共同参画推進条例

― 全員賛成で可決 ―
行政・町民・事業者が協力連携しながら男女共同参画社会の実現を目指し、宣言都市としてふさわしい町を形成する。

(平成26年4月1日施行)

条例の一部改正

野木町長等の給与及び旅費に関する条例

― 全員賛成で可決 ―
公職選挙法の改正に伴う地方自治法の失職の規定の改正によるもの。
(公布の日から施行)

野木町職員の給与に関する条例

― 全員賛成で可決 ―
時間外勤務の規定を労働基準法の主旨に沿うようにするもの。
(平成26年4月1日施行)

野木町職員定数条例

― 全員賛成で可決 ―
野木町職員の定数を実態に沿うものとする。
町長部局の職員……………145人
水道事業に従事する職員…6人
教育機関の職員……………40人
(平成26年4月1日施行)

野木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

― 全員賛成で可決 ―
女性消防団員を任命するため、団員の定数を6人増員する。

(平成26年4月1日施行)

野木町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例

― 全員賛成で可決 ―
障害者総合支援法の改正に伴い、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改正する。

(平成26年4月1日施行)

野木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

― 全員賛成で可決 ―
「障害程度区分審査会委員（医師）」を「障害支援区分審査会委員（医師）」に改正する。

(平成26年4月1日施行)

野木町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

― 全員賛成で可決 ―
ブルージングガーデン野木地区の市街化区域編入により、地区計

画を変更する。

(平成26年3月28日施行)

野木町営住宅設置及び管理条例

― 全員賛成で可決 ―
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正に伴うもの。

(平成26年4月1日施行)

野木町社会教育委員の定数及び任期に関する条例

― 全員賛成で可決 ―
条例名を「野木町社会教育委員に関する条例」に、委嘱の基準を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」に改正する。

(平成26年4月1日施行)

町道認定

― 全員賛成で可決 ―
民間開発により造成した道路について、町が帰属を受けたことにより認定する。
路線名

・ 潤島60号線 61・1m
・ 潤島字若林裏地先

追加議案

諮問

地方自治法第229条第2項の規定に基づく異議申し立て

― 全員賛成で可決 ―
地方自治法第229条第4項に基づく諮問に対し、「後に交付した公開公文書の写しの作成費用として徴収した費用は請求者に返還すべきである。」旨の意見を町長に答申した。

議員提案

野木町議会委員会条例

― 全員賛成で可決 ―
野木町部課設置条例の制定に伴い、常任委員会の所管について改正する。

(平成26年4月1日施行)

特殊詐欺を撲滅し、町民生活の安全・安心を確保する決議

― 全員賛成で可決 ―
(決議文(抜粋)はP14に掲載)

陳情

陳情第16号 「山の日」制定に係る意見書の採択について

国民が山の役割や恩恵に感謝するとともに、山を国民共通の財産として守り育てる意識の向上を促す契機とするため、国民の祝日として「山の日」の制定を要望する。

陳情第17号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する陳情

1. TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。
2. TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。
いずれの陳情とも、総務経済常任委員会審査し、採決の結果「採択」とした。なお、陳情については、意見書が提出され可決し、内閣総理大臣をはじめ関係大臣等に送付した。



問う！

一般質問

(平成26年3月6・7日開催)

一般質問一覧表

順位	質問者	質問の要旨
1	柿沼 守	町長の所信表明について 1. 高齢化福祉対策及び高齢化対策プロジェクトについて 2. 健康タウンプロジェクトの内容は
2	舘野 孝良	1. 所信表明について 2. 2月15日の大雪被害について
3	池田 朝子	1. 所信表明について 2. 災害弱者の避難支援について 3. 高齢者の後見人について 4. 小型家電リサイクルについて
4	鈴木 隆守	所信表明について 1. 「遊水地に臨む地域について」とあるが、特定地域に限定した観光の基本構想を立ち上げる狙いはなにか 2. 「プロジェクト」という表現は、どのような意味合いで使用しているか 3. 「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」及び「やさしさとやすらぎに満ちた明るいまち」・「小さくともキラリと光るまち」の3つのフレーズはどのような関連があるか 4. 「町としては町内の企業や事業所に働きかける協力体制を組み」とあるが、協力体制とはどのようなものか
5	眞瀬 薫正	1. 所信表明について 2. 大雪被害について
6	坂口 進治	1. 学校に関連する施設整備等の見直しについて 2. 委託業務の見直しについて 3. 整備事業の見直しについて
7	渡邊 俊一	1. 組織機構改革に伴う管理監督者の職務等について
8	長澤 晴男	1. 浄化槽の保守管理指導について
9	宮崎 美知子	1. 公設公営学童保育の運営委託について 2. ①新橋児童館、②あかつか児童センターの運営委託について 3. 学校給食調理業務委託について 4. 文化会館の運営改善について
10	山口 喜代司	1. 町出先機関に対する基本的な位置づけと、今後の方向、対応について
11	黒川 広	1. 一般質問において質問した質問課題の進捗状況について

(説明員)

町長・眞瀬宏子 副町長・舘野本嗣 教育長・中野晴永
 会計管理者兼会計課長・荒川 勝 総務課長・眞瀬幸二 政策課長・舘野 清
 財政管理課長・老沼和男 税務課長・藤間 功 住民課長・齊藤一夫
 健康福祉課長・大森和男 生活環境課長・眞瀬栄八
 産業課長兼農業委員会事務局長・舘野正文 都市整備課長・小泉晴雄
 上下水道課長・原田正章 こども教育課長・岡村 勝 生涯学習課長・秋元吉行

※ここに掲載したものは、質問・答弁ともに質問者がまとめたものをもとに、編集しました。

一般質問は、町政の諸問題や将来の展望などについて、町長の方針を問うものです。

問 所信表明・高齢化福祉対策プロジェクトについて

答 見守りネットワークの周知と再構築



柿沼 守 議員

問 安全・安心見守りネットワークの課題と展望は。

答 (町長) 課題は、日常的に見守りなど希望する事は、ご自身の判断で申し込む「手あげ方式」で、見守りなどが必要と思われる高齢者が申込みをしていないことも考えられる。民生委員の協力を得て把握し、事業の必要性、効果などについて周知を図る。

問 全町的に広げることが出来た後に、民生委員、区長、自治会長、消防団などと連携して、見守りネットワークを再構築する。

問 見守り協力員に対して、2年間フォローをしていない。何故か。

答 (健康福祉課長) 見守り協力者が高齢化で、逆に見守られる側になった場合等変更は、包括支援センターに連絡をすれば、新しいセッティングを

問 する。ふれあいサロンの充実とは何か。

答 (町長) 自主サロンへ支援の充実(運営費を年額1万円の増額)と身近なサロンとなるよう設置個所を増やし、交流の機会や地域の居場所づくりをする。

問 高齢者通院時タクシー利用助成事業の内容は。

答 (町長) 満70歳以上の高齢者が町外医療機関の受診時、自宅からタクシーを利用した場合その費用の半額を助成する(運賃の2分の1、月間限度額5千円)。

問 デマンド交通キラ輪の課題と展望は。

答 (町長) 課題は、収支率と利用者数の向上である。対策は公共交通活性化会議で議論しているが、対策が見つからない。



待ち時間短縮が望まれる デマンドタクシー

問 町長の所信表明と2月の大雪被害について質問する。煉瓦窯に関する事業では各事業が先行し、「水と緑と歴史のまちづくり基本構想」が後回しになっているが、町長の事業施策にランドデザインはあるのか。

答 (町長) 「水と緑と歴史のまちづくり基本構想」にどう合致していくか、それが私のランドデザインだ。

問 今、議会では議会基本条例制定に向け、議員自らが汗を流して邁進している。町は自治基本条例制定を事業化し、外部委託するようだが、自治基本条例は町民と議会、そして執行部が議論を尽くして作り上げるものではないか。町長の考えを尋ねる。

答 (町長) 学識経験者を始め、議員、各団体の代表者、公募による町民などで、「まちづくり推進会議」を設置し、検討したい。平成27年度末までに条例を制定したい。

答 のぎ未来プランにのっとって進んでいる



館野孝良 議員

問 大雪の被害だが、被害の実態調査と初期対応は迅速に行えたのか伺う。

答 (町長) 現地調査は2月16日の午前8時半から産業課職員が2班に分かれて、町内の状況把握に努めた。農協や共済組合の担当者との情報交換をしながら現地の確認をした。被害は特にトマトのハウスが大きく、イチゴやレタス、育苗ハウスの90棟の損壊を確認し、下都賀農業振興事務所に報告した。2月19日、大雪被害対策本部を設置し、被害状況の把握と対策を協議した。

問 今後の対策について伺いたい。

答 (町長) 野木町農工商見舞金支給実施要



大雪被害

項を制定し見舞金を交付する。被害施設の撤去については、農業者の負担がなくなるよう国の支援に上乗せし、町が2分の1補助する。営農継続支援としては、国が5割、町が3割を補助することを決定した。そのほかに、県に農業災害特別措置条例の適用を要望した。今後、さらに情報の収集に努め、農家の早急な再建に向けて町も支援していきたい。

議会では、多くの町民の皆様の傍聴をお待ちしております。

いっばん質問

問 使用済み小型電子機器リサイクル回収は

答 26年度10月から実施する



池田 朝子 議員

問 小型家電リサイクルの回収はいつか。

答 (町長) 野木町は、ごみを小山広域保健衛生組合で共同処理をしているので、小型家電も野木町、小山市、下野市と同じに、中央清掃センターを中心に、26年10月実施で検討している。

問 高齢者通院時のタクシー補助事業について。

答 (町長) 対象者は70歳以上で、デマンドタクシー運行区域外一回利用の半分で月額5千円までとする。又、運用の詳細については、今後検討する。

問 災害弱者の避難支援について。

答 (町長) 26年4月より防災基本計画の中に、高齢者や障がい者等の災害弱者名簿作成が義務づけられたが町は出来ているのか。

答 (町長) 現在協定を結んでいる施設はない。町障がい者自立支援協議会とも連帯を図り検討を重ね、協定を結んでいきたい。

問 (町長) 安全安心見守りネットワーク事業で災害時支援者名簿を作成しており、又、民生委員・児童委員協議会等でも作っているが、必ずしも全体的方を網羅していないので、見逃しのないよう、努めていく。

問 災害弱者の避難先への支援協定は出来ているのか。

答 (町長) 現在協定を結んでいる施設はない。町障がい者自立支援協議会とも連帯を図り検討を重ね、協定を結んでいきたい。

問 (町長) 施設園芸対策事業について。

答 (町長) 施設園芸対策事業実施要綱を定め、農家に対して行う支援事業である。施設園芸は町の基幹産業なのでハウスのヒートポンプ導入（暖房機）の設備で燃油を節約するも

問 (町長) 今後、検討をしてまいりたい。

答 (町長) 今後、検討をしてまいりたい。

問 (町長) 今後、検討をしてまいりたい。

答 (町長) 今後、検討をしてまいりたい。

問 (町長) 今後、検討をしてまいりたい。

答 (町長) 今後、検討をしてまいりたい。

問 野木町全体の観光構想が必要と考える

答 貴重な意見として承りたい



鈴木 隆守 議員

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 表題は所信表明とあるが、内容的には施政方針が妥当である。文中の彼処に町長の思いを表した表現が散見されるが、こことこがキャッチフレーズに過ぎない。具体像や実現するための具体的かつ体系的な施策等を明示したうえで、理解を得たり、取り組んで行くのになければ、事業の円滑な遂行や効果的な成果を得ることは、不可能と言わざるをえない。

問 野木全町の観光構想があつて、地域に限った構想であれば解る。町民は同じ考えではないか。

答 (町長) 全町の観光基本構想はないので、貴重な意見として承りたい。

問 「プロジェクト」という表現は、どのような意味合いで使用しているのか。

答 (町長) 運営形態とすることで使用している。

問 運営形態ということであれば、課長制でやっているのので、部長制を採用する必要はない。次の質問に移る。

問 「水と緑と人の和でつるおいのあるまち」、「やさしさ」とやさしさに満ちた明るいまち」及び「小さくともキラリと光るまち」の3つ

問 企業や事業所に働きかける協力体制を組み」とあるが、協力体制とはどのようなものか。

答 (町長) 町内企業を訪問し、雇用情勢等について企業の意向を聞きながら、町の状況を伝え、また要望事項を把握し、インフラ整備にも取り組んでいる。

問 企業説明会、求人説明会等の具体的な施策を実施しないとだめだ。

答 (町長) 企業説明会、求人説明会等の具体的な施策を実施しないとだめだ。

問 企業説明会、求人説明会等の具体的な施策を実施しないとだめだ。

答 (町長) 企業説明会、求人説明会等の具体的な施策を実施しないとだめだ。

問 企業説明会、求人説明会等の具体的な施策を実施しないとだめだ。

答 (町長) 企業説明会、求人説明会等の具体的な施策を実施しないとだめだ。

問 防災行政無線について伺う

答 住民への迅速な情報伝達が必要である



眞瀬 薫 正 議員

問 防災行政無線の基本構想と調査設計について伺う。

答 (町長) 二次災害の発生を防ぐため住民への迅速な情報伝達が必要である。調査設計は町内全域にどのような方法で情報発信するか研究したい。

問 設備の研究も必要だが、内部発信はどのように考えているのか。

答 (総務課長) 職員が二十四時間体制で待機する。職員の災害活動初動マニュアルができています。

問 別発信する通信室は設けるのか。

答 (総務課長) 現在町にある行政無線に接続する形をとり情報を流すようにしたい。

問 どのような機種を想定しているのか。

答 (総務課長) 選定はしていない。電波や屋外スピーカー等いろいろ

な形で調査研究をしたい。

問 消火器補助について、消火器よりも火災報知器が先だと思いが。

答 (町長) 防災意識の向上と火災の被害を最小限に食い止めるため実施したい。

問 女性消防団員について、男女共同参画のために取り組むのか。

答 (町長) 6名の団員を募集したい。防火指導、啓発活動、予防指導などを行う広報活動をしていただく。

問 特定の活動する消防団員を機能別消防団員と言っているのか。

答 (総務課長) 把握していない。

問 6名とした根拠は何か。

答 (総務課長) 近隣市町村の女性消防団員数を調査した。

問 団体営土地改良事業について。

答 (町長) 松原地区、南赤塚地区は井戸の整備を行う。友沼機場より潤島方面に送水する送水管を改修する工事の補助で、国50%、県20%、町20%、改良区10%である。

問 大雪被害について農業関係は大体わかったが農業以外の被害はどうか。

答 (総務課長) カーポートがかなり傷ついていた。

問 (都市整備課長) 倒木については交通に支障があるようなものはなかった。

答 (都市整備課長) 倒木については交通に支障があるようなものはなかった。



問 安全通学への踏切の改善について

答 26年度は難しい27年度事業化したい



坂口 進 治 議員

問 町が進める重点的な取り組み施策について、少子化・高齢化・安全安心な町づくり対策といえる、町の高齢化率は11年後には37%また人口は20年後には、約2万人となる状況で町民生活を守りながら、将来の負担がかからないようインフラ施設の優先順序を決め整備していくこと、今後数年間はオリンピックと震災復興事業が重なり、工事費の高騰が見込まれるため、不急、不要な施設整備は避けなければならぬ。学校施設整備の見直しで、小学校適正配置(統廃合)について。

答 (町長) 現時点では小学校の統廃合は考えていない。学校規模についても何の問題もない。

問 (教育長) 適正は特別決まったものではない、少子化により児童数が減ると、社会性・競争力が心配。また行政的な合理化が理由に挙げられるが、それだけで語れるものではなく、子供にとって何が良いか考えるべきで、特に地域住民の感情も非常に大事にしなければならない。

問 安全通学への踏切の改善について。

答 (町長) 第一松原踏切については、地元からの要望、また通学路の合同安全点検会議の際、危険・要注意箇所として報告は受けている。

力が心配。また行政的な合理化が理由に挙げられるが、それだけで語れるものではなく、子供にとって何が良いか考えるべきで、特に地域住民の感情も非常に大事にしなければならない。

問 安全通学への踏切の改善について。

答 (町長) 第一松原踏切については、地元からの要望、また通学路の合同安全点検会議の際、危険・要注意箇所として報告は受けている。

一昨年、JRに出向き相談したが、西側道路は住宅等が建って込んでおり幅員は困難である。安全対策としてシルバー人材センターが2人態勢で交通指導に当たっている。地域の方たちに説明・協議・相談したりしながら、26年度は難しいが、27年度辺から事業化したいと思っている。

問 (町長) 現時点では小学校の統廃合は考えていない。学校規模についても何の問題もない。

答 (教育長) 適正は特別決まったものではない、少子化により児童数が減ると、社会性・競争力が心配。また行政的な合理化が理由に挙げられるが、それだけで語れるものではなく、子供にとって何が良いか考えるべきで、特に地域住民の感情も非常に大事にしなければならない。



第一松原踏切 通学の様子

問 学童保育事業の現状と見直しについて。

答 (こども教育課長) 学校ごと5学童保育と民間運営で親子学童クラブ、本年度終了するやまびこ学童クラブで運営されている。現在、待機児童は野木学童で1名となっているが、新年度で40名の保育室を建設予定になっている。経費の削減や雇用を考慮して、3年間の長期業務委託契約を実施している。国のガイドラインで運営する。

一般質問は、町政の諸問題や将来の展望などについて、町長の方針を問うものです。

問 組織機構改革に伴う部長・課長の職務権限は？

答 「野木町職員職務権限規程」を制定する



わたなべ しゅんいち
渡邊 俊一 議員

問 組織機構改革に伴う各役職、特に部長と課長の主たる職務内容は何か。また、部長の役割として特に重要なものは何か。

答 (町長) 部長の役割として、特に重要なものは、総合的な調整を行い、トップマネージメントの支援機能を強化することにより、政策課題に迅速かつ的確に対応することである。

課長は、部長を補佐し、課相互間の調整、課内係長を指揮監督するなど、各事業の業務責任者として機能することである。

問 現在、町には部長、課長等の職務権限を定めた規定はあるか。

答 (総務課長) 部長制に合わせて「野木町職員職務権限規程」を定める。

問 権限を持たせるといふことは、合わせて責任も持たせることであり、職務権限規程の中でキチンと定めることが重要と考えるがどうか。

答 (副町長) そのとおりと考える。

問 優先的に進める重点施策について、関係する部によるプロジェクトを構成して、その推進を強化することのことが、プロジェクトにおける部長・課長の位置づけと、本来の組織における部長・課長の位置づけや権限とはどのような関係になるのか。

答 (町長) 8つのプロジェクトを効率よく進めるためには、その業務に関連する部が連携を図り協力し合える体制が必要だ。この体制の先頭に立ち、プロジェクトリーダーとなる部長とそれを補佐する部長を配置し、各部相互間の調

問 浄化槽の保守管理について正しく周知すべきである

答 水質汚濁防止の観点から広報・ホームページで周知している



ながさわ はるお
長澤 晴男 議員

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回

問 浄化槽について2回目の質問をする。

1回目は平成22年9月にした。膨大な費用と長い年月をかけて下水道の整備をして、安全な水として排水するべく、下水道整備しても、各家庭の浄化槽が正しく保守管理されていないから汚水が垂れ流しになってしまい、公衆衛生環境が極めて悪化する。現在9404世帯あり、公共下水道普及率は70・4%で12町の内2番目である。浄化槽下水処理家庭は、約2800世帯と思われる。毎日大量の生活排水が放流されているが、浄化槽保守管理に対する認知が低く、正しく浄化しないで放流排水されている。正しく保守管理をすれば公共下水処理と同等の性能がある。浄化槽設置者は浄化槽管理者となるが法的義務においては機種にもよるが4ヶ月に1回、1年に1回



問 人材派遣会社委託はブラックボックスだ

答 町民の自発的な活動を促進したい



宮崎 美知子 議員

問 公営学童保育、児童館、児童センターの運営を人材派遣会社からNPO法人等に変える考えはあるか。人材派遣会社委託の学校給食調理員の待遇実情を町は把握しているか。

答 (町長) NPO等も含め門戸を開き対応している。今後同じ。

答 (こども教育課長) 調理業務委託、毎月の業務完了報告書で確認。町職員は現場に行かない。

問 25年度学童保育契約額は3677万円だが、指導員賃金は2241万円。残り1436万円はどこに消えているのか。

答 (こども教育課長) 私どもの資料では、3年間の落札金額が消費税抜きで9600万円。年間3200万円。その内、従業員給与は3010万円で、その他、福利厚生費、業務管理費。

問 25年度契約の内、指導員20名の人件費は2240万円。契約額の6割だ。しかし、それすら支払われていない。野木町は、派遣業者を介さなければできない町か？

答 (町長) 誤差について理解に苦しむ所もあるが、業務委託内の事だ。町は契約してお金を払ってしまえば後は業者任せ。指導員の実態を知ろうともしない。それでいいの。NPO認証権限が町に移った。今働いている人達が、町事業の受託者になれるよう、町はNPO立ち上げを支援すべきだ。

問 高根沢町は学童、児童館等の運営をNPOに委託している。野木町とはほぼ同規模で、学童保育委託料は2千数百万。児童館等は1か所1400万円程。指導員賃金を上げながら町支出を減らすことができる。

答 (町長) キマリ館を中心に講習会をやり、町民の自発的な活動を促進したい。次回契約は広報宣伝は心していきたい。

問 町には公契約条例が無い、町積算の賃金が本当に支払われているのか確認する術がない。現行委託はブラックボックスだ。根本的に見直すべきだ。

答 (町長) 誤差について理解に苦しむ所もあるが、業務委託内の事だ。町は契約してお金を払ってしまえば後は業者任せ。指導員の実態を知ろうともしない。それでいいの。NPO認証権限が町に移った。今働いている人達が、町事業の受託者になれるよう、町はNPO立ち上げを支援すべきだ。



新橋児童館

問 町文化会館に専任館長を置く考えはあるか

答 専門知識を有する人を念頭に選考している



山口 喜代司 議員

問 町の文化振興に係わる町文化会館(工二スホール)、町公民館、町立図書館の基本的な位置付け、今後の対応について質問する。

答 町文化会館は館長が不在となっている。地域の文化活動を育てるため、継続的な自主事業として、地域の芸術、文化サークルを育てている文化会館には、必ず、見識ある館長と情熱ある職員がいるといわれている。町はこのような見地から、広く公募によって館長を発掘していく考えがあるか。

問 町文化会館は現在、公益財団法人・野木町施設振興事業団に管理・運営を委託しているが、町の関わり度合いが深く、現実は「第二行政セクター」といった色彩が強い。文化活動に、行政は余り手を出さない、顔を出さない、これが一つの原則だと思つて、運営事業は町民あるいは文化団体に任せるとはどうか。

答 (教育長) 専任の館長については、現在不在となっているが、文化会館事業の企画・運営のリーダーとしてやはり専門知識を有する方ということとで現在、選考をしている。

問 町公民館は館長職を6年間も生涯学習課長が兼務している。26年度から専任館長を置く計画で、広報のぎで公募していたが、その状況と今後の対応は。

答 (教育長) 2月に公募し、3名の応募があった。今後、面接等により選考する。専任の民間からの館長ということで、今後より一層民意を反映した生涯学習施設として事業展開ができればと考えている。

問 町文化会館は現在、公益財団法人・野木町施設振興事業団に管理・運営を委託しているが、町の関わり度合いが深く、現実は「第二行政セクター」といった色彩が強い。文化活動に、行政は余り手を出さない、顔を出さない、これが一つの原則だと思つて、運営事業は町民あるいは文化団体に任せるとはどうか。

答 (教育長) 予算付とか、施設の管理・保守のためには、行政の関わりは欠かせないと思つが、究極は限りなく全面的に町民みずからの自主的な企画・運営ができることが望ましいと考えている。

問 町公民館は館長職を6年間も生涯学習課長が兼務している。26年度から専任館長を置く計画で、広報のぎで公募していたが、その状況と今後の対応は。

答 (教育長) 今の形からすると、不安を感じるのかもしれないが、当事者も周りも一体となつて盛り上げ、乗り切つていきたい。読書のまち宣言に向けても支障のないように努力していく。

問 町公民館は館長職を6年間も生涯学習課長が兼務している。26年度から専任館長を置く計画で、広報のぎで公募していたが、その状況と今後の対応は。

答 (教育長) 今の形からすると、不安を感じるのかもしれないが、当事者も周りも一体となつて盛り上げ、乗り切つていきたい。読書のまち宣言に向けても支障のないように努力していく。



多くの町民の皆様の傍聴をお待ちしております。

問 自治基本条例の策定時期及び入札制度の見直し時期はいつか

答 自治基本条例は平成28年3月策定及び入札制度は平成26年度に見直す



黒川 広 議員

問 本日は、これまでに「一般質問」において行った質問課題について、課題提起した議員として町民の皆さまに対して責任ある対応を果たすこと及び確実かつ効果的な政策実現につなげることを目的として、再質問を行うものである。

ついでに、次の4つの事項について伺う。

まず、自治基本条例の策定の取組み状況はどうか。また、町長の目指す地域自治の在り方でのその位置づけはどのようなものか。

答 (町長) 平成26年度早期に検討委員会を立ち上げ、平成28年3月までに制定したい。検討委員会は学識経験者、各種団体の代表、公募の町民の方及び町議会議員の20人以内での構成を想定している。

また、本条例とは、町民自治の確立を目指して自治の基本的理念や町政運営の

基本原則を定めるもので、自治体の最高規範と位置づけられると考える。

問 組織機構改革の実施に伴い、人材育成制度を見直す考えはあるか。その際のポイントはなにか。

答 (町長) 人材育成制度は平成24年度に今後の5年間の実施計画を策定したものであり、人事制度、研修制度、職場づくりを三位一体として人材育成を行う体系となっているので、人材育成の総論、体系は変わりないと認識している。人事評価制度については、部長制の導入が明確なので、改善することとする。

問 人事評価制度を見直すには、部長の職務や権限を明確にすべきであり、業務運営方針の仕組みを検討すべきである。

答 (総務課長) 職務、権限は、4月の評価項目の設定までに明確にし

たい。業務運営方針の仕組みは、次の見直し時の課題としたい。

問 後継者育成の面から法人化をした集団営農者が居られるが、行政は情報を把握し、マニュアル等を整備すべきと考えるが。

答 (産業課長) 今回の実績を踏まえて、万全を期して窓口として応援していきたい。

問 入札制度の見直しの取組みはどうか。また、その基本的な考え方はどのようなものか。

答 (財政管理課長) 27年度中に行つたので、次年度が見直し期間と考えている。また、見直しに当たっては、ご指摘の通り等級別格付基準及び等級別発注請負基準額等を含め、地元業者の加

点等の点数制度の見直しを行っていく。

決議文

特殊詐欺を撲滅し、町民生活の安全・安心を確保する決議(抜粋)

平成15年頃から多発しているオレオレ詐欺等のいわゆる特殊詐欺は、近年、全国的に急増し、国民の生活を脅かす大きな社会問題となっている。

昨年は更に激増し、県内では221件、被害総額約12億円にのぼっており、野木町では3件、被害総額約2400万円となっている。

特殊詐欺は、人々の不安につけ込み、家族への愛情を悪用して町民の財産を奪う卑劣な犯罪であり、特に抵抗する力の弱い高齢者や女性を標的にするなど決して許すことはできない。

特殊詐欺を撲滅するためには、「特殊詐欺は絶対許さない」という強い意志のもとに、町を始めとする各関係団体における広報啓発活動、相談体制の充実及び自主防犯活動に対する支援、金融機関窓口における積極的な声かけ等による水際阻止、事業者による犯罪情報の提供協力、地域・家族におけるきずなの醸成、町民一人ひとりの防犯意識の高揚等、あらゆる施策について社会総掛かりで取り組んでいく必要がある。

よって、本町議会は、町民生活の安全・安心を確保する立場から、関係機関・団体と連携を強化し、町民と一体となって特殊詐欺撲滅を目指して全力で取り組んでいくことを決意する。以上、決議する。

平成26年3月18日

野木町議会議長 小杉 史朗

青・壮年模擬議会が開催されました。

平成26年1月25日(土)に野木町議場において、青・壮年模擬議会が開催されました。

公募による20歳以上65歳未満の野木町民18名が参加し、町側は課長以上の管理職全員が出席しました。

前週に事前研修を行った後、当日の午前は針谷武夫議長、午後は河内茂雄議長の議事進行により、野木町の行政に対する鋭い質問が行われ、真瀬町長をはじめ町執行部から真剣な答弁がなされました。

模擬議員名

- | | | |
|-------------------|------------------|-------------------|
| 1. 梅澤 秀哉 氏 (友沼) | 2. 宮崎 正博 氏 (友沼) | 3. 河内 茂雄 氏 (友沼) |
| 4. 佐田 哲 氏 (丸林) | 5. 折原 勝夫 氏 (若林) | 6. 鈴木 利治 氏 (中谷) |
| 7. 小野 泰宏 氏 (南赤塚) | 8. 小野 善行 氏 (南赤塚) | 9. 大森 建雄 氏 (佐川野) |
| 10. 鈴木 誠 氏 (南赤塚) | 11. 鈴木 浅雄 氏 (潤島) | 12. 七五三掛真也 氏 (野渡) |
| 13. 針谷 武夫 氏 (南赤塚) | 14. 田部井淑江 氏 (野木) | 15. 小島 三利 氏 (友沼) |
| 16. 三田 耕作 氏 (友沼) | 17. 高井富美子 氏 (丸林) | 18. 田村 都子 氏 (丸林) |



模擬議会を終えて



模擬議会風景

各議案に対する賛否（議長を除く）

（賛否の分かれた案件のみ記載しています。他の案件は全員賛成で可決されました。）

	賛成	反対	備考
【平成26年第1回定例会】			
平成26年度野木町一般会計予算	11	2	
平成26年度野木町水道事業会計予算	12	1	
T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情 （総務経済常任委員会審査の結果「採択」に対する採決）	12	1	



野木町議会を傍聴しませんか。

次の定例議会は6月10日からの予定です。

議会・議長のうづき

1月	10日	賀詞交歓会
	12日	議会運営委員会
	16日	町成人式
	18日	議会全員協議会
	19日	不法投棄監視委員懇談会
	23日	第42回野木町駅伝大会
	25日	町老人クラブ懇談会
2月	3日	町模範議会
	5日	町内小中学生関東・全国大会出場報告会
	6日	区長会懇親会
	7日	郡議長会総会
	8日	交通安全・防犯・暴力追放市町民大会
	10日	日野自動車本社視察
	13日	議会基本条例特別委員会
	20日	議会運営委員会
	22日	小山地区青少年健全育成剣道大会
	24日	町女性団体連絡協議会「町民の集い」
	25日	第3回県町村議会議長会議・研修会
	26日	小山地区安全運転管理者協議会表彰及び祝賀会
3月	4日	議会全員協議会
	9日	第1回定例会（18日）
	13日	議会運営委員会
	18日	議会全員協議会
	25日	中学校卒業式
	28日	小山広域保健衛生組合全員協議会
	3月	議会運営委員会
	4日	議会全員協議会
	9日	小学校卒業式
	10日	岩舟町「閉町式」
	19日	春の交通安全全体会議
	25日	栃木市「新庁舎完成式典」

議長のうづき

「花のいのちは短くて
苦しみことのみ
多かりき」
林 芙美子

桜前線がようやく近づいて来た。
なぜ、私達はこの花をこれほどまでに恋こがれるのだろうか。
それは、この花のほかなさ、いさぎよさが日本人の琴線にふれるからではなからうか。

確かに、我々の体内には生きながらえて「恥を知る」よりも短命でもいから「何を為したか」を尊ぶ血が脈々と流れている。
そんなことをあれこれ考えながら、今年も又、花ぐもりの中、老妻とともに満福寺の桜を楽しもう。
（小杉史朗）

議会だより編集委員会

委員長 渡邊 俊一
副委員長 柿沼 守
委員 長 野 崇 泰
委員 員 舘 野 泰
// 坂 澤 晴 男
// 黒 川 進 治
// 廣